

坂東札所霊場会 公式サイト広告「申込書」

郵送またはFAXでお申し込みください

FAX:028-612-3351



フリガナ		フリガナ	
貴社名		ご担当者様名	
所在地	〒		
電話番号			
メールアドレス			
ホームページURL			
リンク先URL	上記URL / 別URL ()		
バナー広告 テキストリンク広告 掲載希望箇所	○印	広告形態	仕様・掲載場所等
		トップページ下段バナー 年間契約：50,000円(税抜)	仕様：横234×縦60ピクセル(静止画・GIF)
		地域別ページ左カラムバナー 年間契約：40,000円(税抜)	仕様：横234×縦60ピクセル(静止画・GIF) 掲載地域：掲載ご希望地域に○をご記入下さい 東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬
		地域別ページ下段 テキストリンク 年間契約：30,000円(税抜)	仕様：会社名(屋号)、紹介文テキスト合計35文字以内 上記内容と「住所」「TEL」「営業時間」 掲載地域：掲載ご希望地域に○をご記入下さい 東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬 掲載場所：掲載ご希望箇所に○をご記入下さい 食べる・観光・泊まる
バナー広告 テキスト広告 禁止表現	<p>次の表現を含んだバナー広告は、広告をユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当会の公共性や品位を損なうような広告内容、バナーデザイン、テキスト 2) 「ログイン」「ヘルプ」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」(故意にクリックを誘発するように見えるもの) 3) アラートマーク(注意や警告表現など紛らわしいもの) 4) ラジボタン(チェックを付けるように見えるもの) 5) テキストボックス(入力できるように見えるもの) 6) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの) 		
ご希望掲載期間	平成 年 月 日より12か月間(掲載希望開始日)の10営業日以内にご入稿ください)		
バナー画像	あり / なし		
バナー画像作成依頼	依頼する / 依頼しない ※「依頼する」を選ばれた場合、別途制作費(5,250円～)がかかります。		

◆申し込み～当会審査～受理後、見積書並びに請求書を発行させていただきます。指定期日までにご入金ください。

申し込み～当会審査～受理後、見積書並びに請求書を発行させていただきます。指定期日までにご入金ください。

◆ご入金確認後、指定希望期日より広告の掲載を開始させていただきます。

◆お申込みの前に、別紙「広告取扱に関するご契約の条件」、当用紙「広告禁止表現」をお読みください。

◆バナーをご自分で用意される場合、Eメールに添付し下記アドレスまでご送付ください。

◆この申込用紙をご記入の上、ご郵送またはFAXにてお申し込みください。

◆その他、ご不明な点等ございましたら、当会までお問い合わせください。

坂東札所霊場会 広告代理店

株式会社アズプロダクツ

〒321-3223

栃木県宇都宮市清原台4-1-17-1F

TEL:028-612-3350 FAX:028-612-3351

Eメール ad.bandou@bandou.gr.jp

当「申込書」を送られた時点で、別途書類「広告取扱に関するご契約の条件」に

ご同意されたこととさせていただきます。

坂東札所霊場会 トップページ スポンサーバナー広告のご説明



掲載概要

掲載URL <http://www.bandou.gr.jp/>
 ご掲載期間 1年
 年間掲載料 50,000円(税抜)
 バナーサイズ 234×60 pix
 ※静止画バナーのみ
 バナー掲載枠 3枠(先着順)

掲載までのながれ

- ①「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をダウンロードし、必要事項を記入し、当会へ送付
 - ↓
 - ②当会にて書類審査
 - ↓
 - ③審査が通り次第、当会担当者よりご連絡
 - ↓
 - ④バナー画像送付後、バナー仕様審査
 - ↓
 - ⑤ご請求～ご入金確認次第、掲載開始
掲載開始日より1年契約
- ※詳しくは「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をご覧ください。



坂東札所霊場会 地域別札所紹介ページ スポンサーバナー広告のご説明



掲載概要

掲載ページ	地域別札所紹介ページ
ご掲載期間	1年
年間掲載料	40,000円(税抜)
バナーサイズ	234×60 pix ※静止画バナーのみ
バナー掲載枠	各都県3枠 (先着順)

掲載までのながれ

①「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をダウンロードし、必要事項を記入し、当会へ送付



②当会にて書類審査



③審査が通り次第、当会担当者よりご連絡



④バナー画像送付後、バナー仕様審査



⑤ご請求～ご入金確認次第、掲載開始
掲載開始日より1年契約

※詳しくは「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をご覧ください。



食べる！

柳川や：東京下町名物「柳川鍋」が堪能
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

天ぶら天ー：カラッと揚げたての天ぶらをご提供！最高のごま油を使用しています！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

人形焼き：小さいけれど味は大物！大正時代創業の歴史ある人形焼きをどうぞ！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

観光！

柳川や：東京下町名物「柳川鍋」が堪能
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

天ぶら天ー：カラッと揚げたての天ぶらをご提供！最高のごま油を使用しています！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

人形焼き：小さいけれど味は大物！大正時代創業の歴史ある人形焼きをどうぞ！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

泊まる！

柳川や：東京下町名物「柳川鍋」が堪能できます。お一人様2,000円～
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

天ぶら天ー：カラッと揚げたての天ぶらをご提供！最高のごま油を使用しています！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

人形焼き：小さいけれど味は大物！大正時代創業の歴史ある人形焼きをどうぞ！
東京都台東区浅草1-1-1 10:00～22:00 TEL(03)111-1111

掲載概要

掲載ページ 地域別札所紹介ページ
 ご掲載期間 1年
 年間掲載料 **30,000円(税抜)**
 掲載内容 屋号+紹介文=35文字
 住所、営業時間、電話

掲載までのながれ

- ①「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をダウンロードし、必要事項を記入し、当会へ送付
 - ②当会にて書類審査
 - ③審査が通り次第、当会担当者よりご連絡
 - ④テキスト送付後、仕様審査
 - ⑤ご請求～ご入金確認次第、掲載開始
掲載開始日より1年契約
- ※詳しくは「申込書」「広告取扱に関するご契約の条件」をご覧ください。

協賛広告

広告取扱に関するご契約の条件

この記事は坂東札所霊場会より広告代理販売を請け負う株式会社アズプロダクツ（以下「当社」という）が坂東札所霊場会公式ウェブサイトの広告枠を販売する広告掲載申込書の一部を構成しており、お客様（以下「申込者」という）からお申し込み頂きました広告掲載に関する契約条件となります。

第1条（契約の成立）

広告掲載をお申し込みされる際は、当社の定める様式の申込書（以下「申込書」という）を使って頂きます。お申し込みができる広告は当社が申込日現在で提供している商品に限らせて頂きます。

お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の少なくとも10営業日前までに行って頂きます。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

申込者からのバナー広告およびテキストリンク広告（以下「広告」という）のお申し込みに対して、当社が滞滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立します。ただし、当社は、広告掲載開始日を調整する権利を留保させて頂きます。

広告は、坂東札所霊場会および当社の公共性や品位を損なうことの内容かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展の向上に資するものであることを基本原則として、申込者の事業の適正化を図るため遵守してください。

- （1）公正で真実なものであること
- （2）品位を保ち、健全なものであること
- （3）児童及び青少年に害する影響を与えないものであること
- （4）広告の受けてに不利益をあたえることのないものであること
- （5）法令及び社会秩序を遵守したものであること

次の各号に該当する場合は、当社は第1項の申し込みを承諾しないことがあります。

- （A）申込者が、虚偽の事実を申告したとき
- （B）坂東札所霊場会および当社の業務の遂行上支障があるとき
- （C）公の秩序に反する、またはおそれのあるもの
- （D）政治性、公職選挙法に規定する選挙に関係するもの
- （E）人権侵害、またはそのおそれのあるもの
- （F）法令等に違反、またはその疑いのあるもの
- （G）前各号にあげるものの他、坂東札所霊場会および当社が不適切と認めるもの

第2条（契約期間・掲載期間の延長）

広告の契約の有効期間は1ヶ年とします。ただし、有効期間満了日の30日前までに契約解除の意思表示がない場合には、本契約は同一条件をもってさらに1ヶ月間継続するものとし、それ以降も同様とさせて頂きます。契約期間終了前に掲載の中止を希望する場合は、掲載の中止は行いますが掲載料金の返金はいたしません。ただし当社より掲載の中止を通告する場合は、中止の時点から契約終了までの期間分を掲載料金の月割りで返金いたします。

第3条（広告の入稿）

申込者が広告の入稿を行う場合には、当社が指定する日時までに、当社の指定する形式・形態で行うものとします。

また、申込者が入稿済の広告の変更をする場合も同様とします。

申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、当社は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし、当社は当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に対して請求することができるものとします。

第4条（広告内容の変更）

当社は、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいは広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または当社の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申し込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができるものとします。

掲載開始の前後を問わず、申込者が当社からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、当社は、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。

第5条（申込者の責務）

申込者は、お申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことおよび記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを当社に対して保証するものとします。

第三者から当社に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第6条（免責）

（1）停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生、法令による規制、司法命令等が適用された場合など当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその責を問われず、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。

ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、当社が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとし、掲載を行わなかった日数を延長して掲載するか、掲載予定の残りを日割り計算にて返金するものとします。

（2）広告掲載初日及び広告内容の変更初日の午前0時から正午までの間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合について、当社は免責されるものとします。広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、当社は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合当社は広告不掲載の責を負わないものとします。

（3）広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず当社が申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。

（4）坂東札所霊場会および当社は本サイト広告掲載の利用により発生した申込者の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとします。

第7条（広告料金）

広告料金は当社が別途定める料金表の通りとします。

第8条（支払方法）

当社は、申込者に対し、広告掲載契約成立後速やかに広告料金の請求書を発行するものとし、申込者は、当社から請求された当該広告料金全額を掲載開始の10営業日前までに支払うものとします。

第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、当社は変更した支払条件を申込者に通知するものとします。

本条に定める広告料金の支払は、当社が定める銀行口座に、広告料金に消費税および地方消費税を加えた額を振込むことにより行うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第9条（支払遅延の効果）

申込者が第8条に定める支払を遅滞した場合、当社は広告掲載契約および遅滞のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。

この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて当社に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。

第10条（契約の解除）

申込者が次の各号の一に該当した場合、当社は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- （1）第8条に違反したとき
- （2）本契約に違反し、当社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
- （3）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したとき当社が判断したとき
- （4）申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道の有無を問いません）などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが当社または申込者の利益または信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき
- （5）申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が当社、または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき

（6）広告またはそこからリンクしたホームページの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または当社の定める広告掲載基準に抵触しているとき

（7）申込者または申込者の役員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの）であることが判明したときあるいは申込者または申込者の役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき

（8）広告の記載内容が不適切と当社が判断したとき申込者が前各号の一に該当した場合、申込者が当社に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

第11条（守秘義務）

申込者は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た当社の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第12条（損害賠償）

坂東札所霊場会および当社は、申込者に対して発生した全ての損害に対しいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

申込者の責において当社が損害を被った場合、当該利用契約者は当該に対して利用契約の解除の如何にかかわらず損害賠償の義務を負うものとします。

第13条（管轄）

この広告掲載契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第14条（契約条件の変更）

当社はいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとします。

平成21年9月17日実施

平成26年8月25日改訂

坂東札所霊場会

坂東札所霊場会広告代理店 株式会社アズプロダクツ